

令和2年度 厚生労働省 補正予算の概要 (新型コロナウイルス感染症対策関係)

1 第一次補正予算の概要 追加額1兆6,371億円 (うち労働保険特別会計 9,101億円)

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 6,695億円

制の確保など、以下の事業を都道府県が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施できるようにする。

- ・入院患者を受け入れる病床の確保、消毒等の支援

- (1) 病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)の創設 1,490億円

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な医療提供体制の整備等について、都道府県の取組を包括的に支援するための新たな交付金を創設し、受入病床の確保、応援医師等の派遣、軽症者の療養体

- ・入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺(ECMO)、個人防護具、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備整備
- ・重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
- ・DMAT・DPAT等の医療チームの派遣
- ・医師が感染した場合の代替医師の確保
- ・帰国者・接触者外来等におけるH

EPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、簡易診療室等の設備整備

- ・新型コロナウイルス感染症対応に伴う救急医療等地域医療体制の継続支援、休業等となった医療機関の再開等支援
- ・外国人が医療機関を適切に受診できる環境の整備
- ・軽症者の療養体制の確保、自宅療養者の情報通信によるフォローアップ
- ・帰国者・接触者相談センターなど都道府県等における相談窓口の設置
- ・患者搬送コーディネーター配置、広域患者搬送体制、ドクターヘリ等による搬送体制の整備
- ・都道府県における感染症対策に係る専門家の派遣体制の整備
- ・地方衛生研究所等におけるPCR検査機器等の整備 等

- 人工呼吸器の確保 265億円

新型コロナウイルス感染症による重症患者の治療に用いる人工呼吸器について、メーカー等に増産や輸入拡大を要請するとともに、国において必要な量を確保する。

- 重症者増加に備えた人材確保等

今後の重症患者の増加に備え、体外式膜型人工肺(ECMO)などの医療機器を正しく扱える知識を持った医師、看護師、臨床工学技士等を養成する。また、こうした人材を全国から募集し、必要とする医療機関へのマッチング、派遣を行う体制の整備を行う。

- 国立病院機構・地域医療機能推進機構における医療提供体制の整備 65億円

感染症病床を有する病院等における対応能力を強化するため、簡易陰圧装置、陰圧キャリングベッド等の設備整備を支援する。

- 感染拡大防止のための歯科医療提供体制の整備 0.5億円

新型コロナウイルスの感染リスクが高い歯科治療が必要な患者の診療を行う病院歯科等に対し、院内感染対策に必要な歯科用吸引装置(口腔外バキューム)の設備整備を支援する。

- 新型コロナウイルス感染症患者等への支援 188億円

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費について、公費により負担する。また、電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対

して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する。

○ 情報収集・分析体制の整備

17億円

医療機関から患者の受入れ状況や医療機器の稼働状況等の情報を迅速に収集する情報基盤の整備を行う。また、各自治体において把握される、感染者やその接触者等に関する疫学情報を迅速かつ正確に収集・分析するための体制整備を行う。

※ あわせて、診療報酬において、感染防止に留意した医療機関の対応等を特例的に評価

(2) 治療薬・ワクチンの研究開発

○ ワクチン・治療薬の開発促進等

275億円

新たな国内発ワクチンの開発を促進するとともに、既存の治療薬等の治療効果及び安全性の検討、新型コロナウイルスに関連した消毒・換気



等環境管理に関する研究を支援する。また、新型コロナウイルス感染症の治療薬の候補である薬の購入を行う。

さらに、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築に必要な支援を行う。

○ 国際連携の強化

161億円

感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）及びGaviワクチンアライアンスに対し、ワクチン開発・製造・供給のための拠出を行う。

(3) マスク、消毒用エタノール等の確保など感染拡大防止策

○ マスク、消毒用エタノール等の物資の確保

1,838億円

品薄で確保が困難となっているサージカルマスク、N95マスク、ガウン、フェイスシールド、消毒用エタノール等を国で買い上げ、必要な医療機関等に優先配布を行うとともに、必要に応じて備蓄を行う。

再利用可能な布製マスクや医療用以外の使い捨てマスクを買い上げ、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等に配布するとともに、妊婦に布製マスクを配布する。

また、再利用可能な布製マスクを買い上げ、全世帯を対象として1住

所当たり2枚ずつ配布する。

○ 福祉施設における感染症拡大防止策

272億円

高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等での新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、都道府県等が施設等へ配布する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報、啓発、多床室の個室化に要する改修等に必要費用を補助する。

※ 放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業等における感染症拡大防止策については、内閣府に計上

※ 高齢者福祉施設における都道府県が施設等へ配布する消毒用エタノール等の一括購入、簡易陰圧装置・換気設備の設置支援、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発については、既存予算を活用して実施する。

○ 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援

1,673億円

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子ども等の保護者である労働者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、正規

雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を支給する。

また、同様の理由で委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事をできなくなった場合にも支援する。

○ 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等

123億円

特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が追加的に生じた利用者負担等について支援する。

※ 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業の体制強化等については、内閣府に計上

(4) 水際対策の強化、検査体制の確保等

○ 検疫所における検疫・検査体制の強化

42億円

検疫による水際対策を適切に実施するため、検疫官の応援体制を確保するとともに、PCR検査機器の配備等を行い、検疫及び検査体制の強化を行う。

○ 検査体制の確保

49億円

PCR検査等に係る地方衛生研究所における検査費及び保険適用された検査の自己負担分、新型コロナウイルス感染症の発生動向調査等に要する経費を支援する。

○ クラスタ発生地域への専門家派遣 4・3億円

クラスター（集団）が発生した地域において感染拡大を防止するために、都道府県に専門家を派遣し、技術的支援を行う。

(5) 情報発信機能の強化と福祉サービスの確保

○ 外国人患者等への対応強化 7・3億円

外国人の相談・診療が適切に行えるよう、帰国者・接触者外来設置医療機関等に対して電話医療通訳サービスの提供等を行う。

また、行政機関や保健所への相談、病院への受診の際に、聴覚障害者が遠隔手話サービス（タブレットやスマートフォンを通じて、遠隔で手話通訳を行うことができるサービス）を利用できる体制の整備等を支援する。

○ 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口等の設置、広報の充実 35億円

新型コロナウイルス感染症に関する国民の不安や疑問に対応するためのコールセンターを設置する。また、広報については対策の周知だけでなく、より具体的な施策の活用方法を国民等に分かりやすく提供したり、海外に向けて積極的に情報発信を行うなどして、広報の充実を図る。また、心のケアを実施するために精神保健福祉センターや保健所への支援を行う。

○ 福祉サービス提供体制の確保 157億円

社会福祉施設等で働く介護職員、保育士等の職員が新型コロナウイルスの感染等により出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣し、サービス提供を維持する。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から休業要請を受けた通所介護サービス事業者、通所障害福祉サービス事業者等に対して、代替サービスの提供や他事業所との連携に要する経費を支援するとともに、在宅生活を強いられている障害者等に対する緊急的な相談受付等を行う。

※「第一感染拡大防止策と医療提

供体制の整備及び治療薬の開発」では、感染症対策（感染症病床の整備の支援等）、感染症に係る医療費の国庫負担等、検疫所における水際対策の強化などについて、既存予算を活用して実施する。

2 雇用の維持と事業の継続 9,627億円

(1) 雇用の維持、就職支援等

○ 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大 8,330億円

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、4月1日から6月30日まで全国において助成率を引き上げる（中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3。解雇等を行わない場合は、中小企業9/10、大企業3/4）と

ともに、非正規雇用の方も含めた支援を実施する。

○ 内定取消者への就職支援、求職者支援訓練の拡充等 156億円

新卒応援ハローワークにおいて、内定取消しにあった学生等への相談、就職あっせん及び事業所への個別求人開拓等の支援を強化する。

また、非正規雇用で働いていた方をはじめとする求職者の就職を支援するため、求職者支援訓練等を拡充する。

ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター等を拡充・配置し、就職支援を強化するとともに、住居・生活支援に関する窓口を設置し、生活困窮状態に陥る可能性がある方に対する相談等を行う。

○ 外国人労働者に係る相談支援体制等の強化 3・7億円

外国人を雇用する事業主に対する雇用維持のための相談支援や、外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける専門相談員等の配置等を通じ体制を強化するほか、外国人労働者に対し雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供するため、多言語での情報発信体制を整備する。



○ 特別休暇制度の導入支援

3.2億円

新型コロナウイルス感染症への対応として、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組み中小企業等に対し助成金により支援する。

○ 感染防止対策等による高年齢労働者の職場環境整備

5.0億円

新型コロナウイルスの感染拡大及び労働災害の防止の観点から、社会福祉施設、飲食店等の、利用者等と密に接する業務を簡素化するための設備の機械化、IT化等に係る経費を補助し、高年齢労働者の職場環境を整備する。

(2) 生活の支援

○ 国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援

365億円

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、介護保険等の保険料の減免を行った市町村等に財政支援を行う。

○ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

359億円

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な方に対し、緊急

■ 図1 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大 (第一次補正予算:8,330億円)

雇用調整助成金:経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置		
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで)感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施	(参考)リーマンショック時
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】	経済上の理由により、事業活動縮小を余儀なくされた事業主【全業種】
生産指標要件 (3ヵ月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1ヵ月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1ヵ月5%以上低下)	生産指標要件緩和 (3ヵ月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働の休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	<u>4/5(中小)、2/3(大企業)</u> <u>(解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))</u>	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～ <u>6月30日まで</u>)	やむを得ないと認められる場合は、事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6ヵ月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間	3年300日

- 1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続き簡素化も行うこととする。
- 2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を上げる措置を別途講じる。

の貸付等を実施する。

○ 住居を失うおそれのある生活困窮者等への支援の拡充 27億円

離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、支給対象の見直しを行い、支援を拡充する。

○ 未払賃金立替払の迅速・確実な実施 27億円

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって支払う「未払賃金立替払制度」について、立替払いが受けられるよう必要な原資の増額等を行う。

○ 生活支援、包括的支援等に関する相談体制の強化 18億円



雇用調整助成金の特例措置の拡大、小学校等休業に伴う保護者の休暇取得支援の支援策や解雇・雇止め、休業等の労働問題について、相談体制の強化を図る。また、様々な悩みの電話相談等を受ける「よりそいホットライン」を強化する。

さらに、自殺リスクの高まりに発展しかねない状況を踏まえ、生きることの包括的支援のため、SNS相談等の体制の充実等を図る。

(3) 事業の継続支援

○ 生活衛生関係事業者への資金繰り支援の拡充等 294億円

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係事業者の資金繰りを強力に支援するため、既往債務の借換を含め、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による無利子・無担保の貸付を行う。

また、生活衛生関係事業者の専門相談窓口の開設や地域相談会の開催等により、伴走型の支援体制を構築するとともに、生活衛生関係事業者が、講ずべき衛生措置をガイドライン等として取りまとめ、事業者へ周知する。

○ 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充 41億円

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りを強力に支援するため、独立行政法人福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資の拡充を行う。

3 強靱な経済構造の構築

54億円

○ 医薬品安定確保のための原薬等設備整備の支援 30億円

海外依存度の高い原薬等を国内製造しようとする製薬企業等に対し、製造所の生産設備に係る費用を補助する。

○ 中小企業等におけるテレワーク導入支援 10億円

テレワークを新規で導入する中小企業等に対し、テレワーク用通信機器の導入・運用等に係る経費について助成金により支援する。

○ 介護支援専門員研修等オンライン化等事業 4・6億円

介護支援専門員及び特別養護老人ホーム等のユニットケア施設の職員（ユニットリーダー、施設管理者）が在宅等においても研修の受講の促進

が図れるような通信教材を喫緊に作成する。

○ 通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報・ICT化支援 4・0億円

新型コロナウイルス感染症の拡大等によって、通いの場に通える機会が減った高齢者に対して、居宅においても健康を維持できるよう、高齢者が健康を維持するための必要な情報（運動、社会交流等）について、広報を行うとともに、散歩支援機能等の運動管理ツール、高齢者用スマホ等を用いたコミュニケーション、ポイント等の機能を有するアプリ等によって通いの場機能を補強する。

○ 障害福祉分野におけるICT・ロボット等導入支援 5・1億円

障害福祉分野において、感染拡大の防止・生産性の向上・介護等業務の負担軽減に向けた取組を促進し、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業所等におけるICT・ロボット等の導入を支援する。

※ 介護分野においては、既存予算を活用して更なるICT・ロボット等の導入支援を実施し、感染拡大の防止と生産性向上による介護職員の業務負担の軽減を図る。

2 第二次補正予算の概要 追加額 4兆9,733億円

(うち一般会計 3兆8,507億円)

(うち労働保険特別会計 1兆4,446億円)

※ 一般会計から労働保険特会への繰入があるため、3,220億円が重複する。

1 検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発 2,719億円

(1) PCR等の検査体制のさらなる強化

○ 地域外来・検査センターの設置とPCR・抗原検査の実施 366億円

新型コロナウイルス感染症の行政検査を集中的に実施する地域外来・検査センターの業務委託等について支援を行うことで、検査センターの設置を推進するとともに、PCR検査等を行う者に対する研修の実施について支援することにより、検査体制の強化を行う。

また、感染症法に基づく行政検査として抗原を実施することより、新型コロナウイルス感染症の検査の迅速化・効率化を図る。

○ 検査試薬・検査キットの確保

179億円

PCR検査等に使用する試薬について、企業が十分な量を安定的に製造・輸入できるように国において試薬の買上げを行う。また、抗原検査キットの買上げ等を行い、安定的な検査の実施を確保する。

○ 新型コロナウイルス感染症のPCR検査等の精度を確保するため、外部精度管理調査を実施する。

○ 抗体検査による感染の実態把握 14億円

今後の新型コロナウイルス感染症対策の立案に資するよう、ウイルスの抗体保有状況等を把握するための疫学調査を拡大する。

○ 検疫における水際対策の着実な実施 63億円

検疫による水際対策を着実に実施するため、PCR検査の結果が出るまでの間、検疫所長が指定する待機施設を確保する。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る情報システムの整備

○ 感染拡大防止システムの拡充・運用等 13億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資するシステムを整備するため、感染者等の情報を把握・管理するシステム(HERISSY)の機能拡充を行うとともに、保健所等におけるシステム運用を支援する。

また、ビッグデータを活用し、各地域における感染の拡大防止に資する情報や感染発生動向等の情報をわかりやすく整理して提供する。

○ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムの拡充 29億円

医療機関から患者の受入れ状況や医療機器の稼働状況等の情報を迅速に収集するシステム(GIMIS)について、調査対象医療機関の拡大、情報収集項目の追加等を行い、医療提供体制の確保に活用する。

(3) ワクチン・治療薬の開発と早期実用化等

○ ワクチン・治療薬の開発等 600億円

国内の研究者等において開発が進んでいる「新型コロナウイルスワクチン」について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)に対して開発資金を補助することにより、基礎研究から臨床試験の実施における専門人材・専門業者の積極的な活用等を支援し、さらに開発を加速する。

また、新たな作用機序等による治療薬開発研究及びその他緊急的に必要な調査研究事業を行う。

○ ワクチンの早期実用化のための体制整備 1,455億円

現在開発中の「新型コロナウイルスワクチン」等を迅速に製造するため、ワクチン開発と並行して生産体制を整備する。

また、ワクチン接種に必要なシリンジ・注射針の買上げ、備蓄を行う。多くの方への速やかなワクチン接種を行うため、供給量に応じた効率的なワクチン等の配布、接種実施機関の調整等を行うシステムを開発・運用する。

2 ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保 2兆7,179億円

○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充

2兆2,370億円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を抜本的に拡充し、医療や介護福祉の提供体制の整備等を推進する。

医療提供体制の整備等については、新たに以下の取組を交付金の対象とする。(1兆6,279億円)

- ・重点医療機関(新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関)への支援
- ・患者と接する医療従事者等への慰労金の支給
- ・救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策

医療機関・薬局等における感染拡大防止等のための支援 等

また、介護・福祉分野も新たに交付金の対象とし、以下の取組を支援する。(6,091億円)

- ・感染症対策を徹底した介護・福祉サービス等の提供をするために必要な経費
- ・介護・障害福祉事業所に勤務し、利用者と接する職員への慰労金の支給
- ・介護・障害福祉サービス利用の再開支援 等

さらに、本交付金については、第一次補正予算による措置を含め、10

／10の国庫負担とする。

○ 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充 365億円

※ なお貸付原資として1.32兆円を財政融資

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りをさらに支援するため、独立行政法人福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資を拡充するとともに、審査体制の拡充を行う。

また、医療機関等が独立行政法人福祉医療機構等からの融資を受けるまでの対策として、令和2年6月に審査支払機関から診療報酬等の一部の概算前払いが行われるよう、審査支払機関が市中銀行から必要な資金を借り入れた際の利子等について、国庫補助を行う。

- 医療用物資の確保・医療機関等への配布等 4,379億円
- サージカルマスク、N95マスク、ガウン、フェイスシールド及び手袋といった個人防護具(PPE)や検体採取キット等の医療用物資を国で買い上げ、必要な医療機関等に配布を行うとともに、必要に応じて備蓄を行う。

※ この他、新型コロナウイルス感

染症対策予備費により1,680億円を措置

○ 薬局における薬剤交付支援事業 11億円

電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を引き続き支援する。

○ 介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援 3.3億円

介護・障害福祉分野における感染防止等の取組を支援するため、事業所等の職員が医療的見地からの相談を受けられる窓口の設置、感染対策マニュアルの作成及び感染症対策の専門家による実地指導や研修、業務継続計画(BCP)の作成支援、職員のメンタルヘルス支援等を行う。

○ 放課後等デイサービス事業所に
よる代替的な支援の推進 11億円

放課後等デイサービス事業所が、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が通所できない場合に行う代替的な支援(電話や訪問等)を行った際に発生する利用者負担について、補助を行う。

○ 就労系障害福祉サービスの活性化等福祉サービス提供体制の確保

22億円

生産活動が停滞し減収となつている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用等を支援し、利用者の賃金・工賃の確保を図るとともに、在宅生活が長くなつた障害者等の職場復帰・再就職に向け、障害者就業・生活支援センターの生活支援体制を強化する。

※ 介護人材については、人手不足が更に深刻化していることから、既定予算を活用して、即戦力として期待される離職した介護人材の呼び戻しを促進する再就職準備金貸付事業を拡充する。

○ 医療的ケア児者への衛生用品等の優先配布 9.4億円

品薄で確保が困難となっているアルコール綿等の衛生用品等を国で買い上げ、人工呼吸器等を利用する医療的ケア児者に優先配布を行う。

○ 看護師養成施設等における実習補完 3.5億円

医療機関等での臨地実習が中止している実情を踏まえ、これを学内演習に代えることにより同等の知識と技能を修得するために、必要な資器材等の支援を行う。

※ 上記取組にあわせて、診療報酬において、重症・中等症患者の診

療や医療従事者の感染リスクを伴う診療等に係る特例的な評価を行う。

3 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援
1兆9、835億円

(1) 雇用を守るための支援
雇用調整助成金の抜本的拡充

7、717億円

新型コロナウイルス感染症の影響により休業する事業主を支援するため、4月1日以降に開始される賃金締切期間中の休業について、9月まで雇用調整助成金の日額上限を8、330円から15、000円まで特例的に引き上げる。同時に解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ、緊急対応期間を9月まで延長する。

また、支給処理に係る人員体制の強化及び社会保険労務士との協働体制の構築等により、雇用調整助成金の支給の迅速化を図る。

○ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)の創設

5、442億円

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に

より事業主が休業させ、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)を支給する。

2、441億円

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用失業情勢の変化に対応するため、失業等給付費を確保する。

○ 就職支援の強化等

34億円

雇止め等にあつた労働者の早期再就職を支援するため、ハローワークの就職支援ナビゲーターを拡充し、担当者制による就職支援の強化を図る。

また、人材不足が深刻化している福祉分野等において、就職支援コーディネーター等を配置し、求職者・求人者それぞれへの支援、マッチング支援を行う。

このほか、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う各種取組の実施により、ハローワークコールセンターへの問い合わせが増加していることから、体制の強化を行う。

○ 障害者就業・生活支援センターにおける就業支援の強化

1.4億円

就労や就職活動を再開した障害者

■図2 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大 (第二次補正予算:7,717億円)

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 (4月1日から9月30日まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】
生産指標要件: 3ヵ月10%以上低下	生産指標要件を緩和: 1ヵ月5%以上低下
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象
休業の助成率: 2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率: 4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合: 10/10(中小) 3/4(大企業)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,330円	休業・教育訓練の助成額の上限額は 15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間(別枠扱い)
短時間一斉休業のみ 休業規模要件: 1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件: 1/40(中小) 1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練助成率: 2/3(中小) 1/2(大企業)加算額: 1,200円	教育訓練の助成率: 4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合 10/10 (中小) 3/4(大企業) 加算額: 2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件: 3ヵ月以上1年以内	出向期間要件: 1ヵ月以上 1年以内

※ 太字・下線部分が今般の追加拡充箇所

(利用者)への職場定着や就職活動等の支援を行うため、リモート面談等に必要なポータブル機器やWiFi環境の導入等設備面の整備を行うとともに、対面相談のための衛生環境を整備する。

○ 外国人労働者に係る相談支援体制等の強化 2.5億円

雇用等に係る情報の多言語による発信を強化するとともに、ハローワークへの来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、ハローワークコールセンターについて、多言語機能を拡充する。また、外国人労働者からの労働条件等に係る相談・支援体制等を一層充実させる。

○ 公共職業能力開発施設等におけるオンライン訓練推進のための環境整備 24億円

公共職業能力開発施設等において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、オンラインの手法による職業訓練を実施するための機器等を整備し、通所せずとも職業訓練を受けられる環境を整備する。

○ 小学校等の臨時休業等に伴う特別休暇取得制度への支援 50億円

新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休業となった場合に、子どもの世話をを行う保護者

である労働者に有給の休暇を取得させた事業主を支援するため、小学校休業等対応助成金の日額上限を8、330円から15、000円に引き上げるとともに、当該制度に関する相談に応じるコールセンターの体制の強化等を行う。

また、病気休暇等の特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組み中小企業等に対し、引き続き助成金により支援する。

※ 小学校休業等対応助成金の日額上限引上げについては、既定予算も活用して対応する。

※ 委託を受けて個人で仕事をする方が契約した仕事をできなくなった場合に支給する小学校休業等対応助成金の日額の引上げ(4、100円↓7、500円)については、既定予算を活用して行う。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、家族の介護を行う労働者に有給の休暇を取得させた事業主を支援するため、既定予算を活用して、両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)の特例を設ける。

○ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度の創設

90億円

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の労働者のために、有給休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する新たな助成制度を創設する。

○ 中小企業におけるテレワーク導入支援 33億円

テレワークを新規で導入する中小企業に対し、テレワーク用通信機器の導入・運用等に係る経費について助成金による支援を継続するとともに、助成金の迅速な支給のため、必要な体制を整備する。

(2) 生活の支援等

○ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施 2,048億円

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な方に対し、引き続き緊急の貸付等を実施する。

○ 生活困窮者等への支援の強化 65億円

生活困窮者等への支援を強化するため、自立相談支援機関の人員体制の強化や電話・メール・SNSなどを活用した相談支援等の環境整備を行うとともに、福祉事務所の面接相

談等の体制を強化する。

○ 生活困窮者等の住まい対策の推進 99億円

休業等に伴う収入減少により、住居を失った又は失うおそれが生じている方に対し、住居確保給付金の支給、アパート等への入居支援や定着支援を行う。

○ 自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援 8.7億円

自殺リスクの高まりに発展しかねない状況を踏まえ、生きることの包括的支援のため、SNS相談や電話相談等の相談体制を強化する。

また、リモートワークなど在宅での相談体制や、相談ブースの隔離等、相談員の感染防止に配慮した必要な支援を行うことで、相談員の安心・安全な相談環境を確保する。

○ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給 1,365億円

低所得のひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を早期に支給する。

○ 感染防止に配慮した児童虐待、DV、ひとり親家庭等の相談支援

体制の強化 4・2億円

長期間にわたる外出自粛等による児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談や、社会的に孤立しがちなひとり親家庭や児童養護施設退所者等からの相談に対応するため、新型コロナウイルスの感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図る。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、既定予算を活用し、一定期間の就業継続

により返還が免除される生活費の貸付金額を増額するなど、自立支援資金貸付事業を拡充する。

○ 「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り体制の強化 41億円

学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっていることから、「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえて、児童相談所や市町村の体制を強化するとともに、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等の取組に対して支援を行い、地域における見守り体制の強化を図る。

○ 妊産婦等への支援の強化

177億円

新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、助産師・保健師等による電話や訪問などの寄り添った支援を行うとともに、必要に応じ、不安を抱える妊婦に対する新型コロナウイルスの検査費用の補助、オンラインによる保健指導、里帰り出産が困難な妊産婦への育児等支援サービスの提供を行うなど、新型コロナウイルス流行下における妊産婦に対する総合的な支援を行う。

また、乳幼児健康診査を集団健診から個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

○ 生活衛生関係事業者への資金繰り支援の拡充等 189億円

生活衛生関係事業者の資金繰りを引き続き支援するため、既往債務の借換を含め、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による無利子・無担保の貸付を拡充する。

また、生活衛生関係事業者がガイドラインに沿った適切な衛生対策を行いながら「新しい生活様式」を踏まえた経営スタイルに移行できるように、衛生対策と経営支援の専門家等を派遣し助言・指導を行う。

最近の労働情勢

項	目	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	備	考
就業者数	実数(万人)	6,700	6,628	6,656	実数は原数値	総務省統計局「労働力調査」
	前年同月比(%)	0.2	▲ 1.2	▲ 1.1		
完全失業者数	実数(万人)	176	189	198		
	前年同月比(%)	1.1	7.4	20.0		
完全失業率	(%)	2.6	2.8	2.9		
	季節調整値(%)	2.5	2.6	2.9		
新規	求人(%)	▲ 12.1	▲ 31.9	▲ 32.1	前年同月比	厚生労働省「職業安定業務統計」
	求職(%)	▲ 3.0	▲ 10.2	▲ 14.5	季節調整値	
	求人倍率(倍)	2.26	1.85	1.88		
有効	求人(%)	▲ 13.6	▲ 20.6	▲ 28.1	前年同月比	
	求職(%)	0.7	▲ 2.3	▲ 3.1	季節調整値	
	求人倍率(倍)	1.39	1.32	1.20		
就職件数	実数(千件)	151	106	81	実数は原数値	
	前年同月比(%)	▲ 8.6	▲ 26.9	▲ 40.7		
企業倒産	実数(件)	740	743	314	負債総額	東京商工リサーチ調べ
	前年同月比(%)	11.8	15.2	▲ 54.8	1千万円以上	